

令和7年度 税制改正 法人税 ～中小企業投資促進税制～

令和7年度税制改正が行われました。
その改正内容のうち、法人税の中小企業投資促進税制の見直しと延長の概要についてお知らせいたします。

～中小企業投資促進税制の見直しと延長～

中小企業投資促進税制について、適用要件の見直しを行った上で、適用期限が2年間延長されました。

<制度の概要>

中小企業者等が、新品の特定の機械及び装置などを取得又は製作して指定事業の用に供した場合に特別償却（30％）又は税額控除（7％、資本金3000万円以下の中小企業者等に限ります）を適用することができます。

<税制上の措置>

区分	資本金3,000万円以下の法人 個人事業主、農業協同組合等	資本金3,000万円超 1億円以下の法人
特別償却	取得価額 × 30％	
税額控除	取得価額 × 7％	—

対象者	・ 中小企業者等（資本金1億円以下の法人、農業協同組合、商店街振興組合等） ・ 従業員数1,000人以下の個人事業主
対象業種	製造業、建設業、農業、林業、水産養殖業、鉱業、卸売業、道路貨物運送業、倉庫業、湾岸運送業、ガス業、小売業、料理店業、その他の飲食店業（料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する事業については生活衛生同業組合の組合員が行うものに限る）、一般旅客自動車運送業、海洋運送業及び沿海運輸業、内航船舶貸渡業、旅行業、こん包業、郵便業、通信業、損害保険代理業及びサービス業（映画業以外の娯楽業を除く）、不動産業、物品賃貸業、※性風俗関連特殊営業に該当するものは除く
対象設備	・ 機械及び装置【1台160万円以上】
	・ 測定工具及び検査工具【1台120万円以上、1台30万円以上かつ複数合計120万円以上】
	・ 一定のソフトウェア【一のソフトウェアが70万円以上、複数合計70万円以上】
	※複写して販売するための原本、開発研究用のもの、サーバー用OSのうち一定のものなどは除く ・ 貨物自動車（車両総重量3.5以上）・ 内航船舶（取得価額の75％が対象）

（注）①中古品、②貸付の用に供する設備、③匿名組合契約等の目的である事業の用に供する設備、④コインランドリー業（主要な事業であるものを除く）の用に供する機械装置でその管理のおおむね全部を他の者に委託するものは対象外です。

※内航船舶については、総トン数500トン以上の船舶は環境への負荷の低減に資する設備の設置状況等を国土交通大臣に届け出た船舶に限定されます。

<改正の内容>

(1) 改正の内容

中小企業投資促進税制について、みなし大企業の判定における大規模法人の有する株式又は出資から、その判定対象である法人が農地法に規定する農地所有適格法人である場合で、かつ、一定の承認会社とその農地所有適格法人の発行済株式又は出資の総数又は総額の50％を超える数又は金額の株式又は出資を有する場合におけるその株式又は出資を除外した上、その適用期限を2年延長されました。

(2) 一定の承認会社

上記(1)の「一定の承認会社」とは、農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法に規定する承認会社のうち地方公共団体・農業協同組合・農業協同組合連合会・農林中央金庫又は株式会社日本政策金融公庫がその総株主の議決権の過半数を有しているものをいいます。

(3) みなし大企業の判定

資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人のうち、その発行済株式若しくは出資の総数若しくは総額の2分の1以上が同一の大規模法人の所有に属している法人又はその発行済株式若しくは出資の総数若しくは総額の3分の2以上が大規模法人の所有に属している法人は、中小企業者に該当しない法人（みなし大企業）となる。

この大規模法人とは、資本金の額若しくは出資金の額が1億円を超える法人、資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が1,000人を超える法人又は大法人（資本金の額又は出資金の額が5億円以上である法人など）による完全支配関係がある普通法人などをいい、中小企業投資育成株式会社を除く。

令和元年度の税制改正前は、大規模法人が直接にその株式又は出資を有する法人（その大規模法人を親法人とする子法人のみ）がみなし大企業に該当することとされていたが、同改正後は、大規模法人が直接又は間接にその株式又は出資を有する法人がみなし大企業に該当することとなり、みなし大企業の範囲が拡大されています。

<適用時期>

この改正は、令和7年4月1日から令和9年3月31日までの間に対象設備の取得等をして事業の用に供した場合に適用されます。